

令和6年度 第3回丹波市立隣保館運営委員会 会議録（要旨）

日 時：令和7年3月7日(金) [開会] 午後2時 [閉会] 午後3時50分
場 所：丹波市立氷上文化センター 研修室
出席委員：山本寿朗（委員長）、森奥和代（副委員長）、永井登（委員）、常石孝子（委員）、細田勉（委員）、藤森留美子（委員）
欠席委員：目賀多茂（委員）、松井宣子（委員）、北村久美子（委員）、麻田剛（委員）
説明者：中山謙逸さん（NPO 法人リアンたんば）
事務局：谷水 仁（まちづくり部長）、堂本祥子（人権啓発センター所長）、山本昌彦（隣保館係長）、藤原泰志（氷上文化センター館長）、八尾滋樹（七日市会館館長）、柳川瀬武彦（相談指導員）
傍聴人：なし

※会議全体の進行：事務局

1 開会 (事務局)

当会議の成立要件ですけれども、10名のうち4名の委員様からご欠席の報告を受けております。隣保館運営委員会設置要綱の第6条で、本委員会が過半数の委員の出席で成立すると記載されておりますので、過半数の6名出席で、会議が成立しております。

2 あいさつ (委員長)

皆さんこんにちは。本日はいろいろな案件がありますが、よろしくお願ひします。忌憚のないご意見をお聞きしたいと思います。本日はご苦勞様でございます。

(事務局)

以下の進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。

(委員長)

それでは、この会議が公開・非公開の確認ということで、決めさせていただきたいと思ひます。本日の会議の開催にあたり当運営委員会に関する運営要領第2条では、会議の公開または全部もしくは一部の非公開は、委員長が会議に諮ってこれを定めるということになっております。本日の議題は、特段の個人情報特定されることはないというふうを考えておりますので、公開といたします。なお、議論を進めていく中で、個人が特定されるような内容となった場合は、非公開とさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(委員長)

異議なしの声をいただきましたので本日の会議は公開といたします。それでは次第を進めます。

次第3報告事項となっておりますが、本日はNPO法人リアンたんばの中山さんにご

出席をいただいております。次第4の議事1を先にしたいと思います。

議事1の隣保館子どもの居場所づくり事業について、説明を事務局、お願いいたします。

(事務局)

以前の運営委員会において、隣保館子どもの居場所づくり事業について、最近の子どもたちの様子とか、今どのような状況で実施されているか、事業を実施されている方から伺いたいというご意見をいただきました。NPO法人リアンたんばの中山謙逸さんにお声掛けいたしましたところ、快く了承いただきました。

次第3については、私からご説明させていただきますので、その後、委員の皆様から、中山さんの方にお尋ねいただき、質疑応答をいただきたいと思います。ご質問やご意見をいただくということで、資料の説明をさせていただきます。

— 説明 —

(委員長)

ただ今、事務局の方から説明がありました。委員の皆さん、何かご質問、ご意見はよろしいですか。

(委員)

一つは、(年間計画が)4月6日から3月15日なのですけれども、時間的にはこれだけの時間で十分子どもたちに対しては足りているのか。もう一つは、参加者というのは、丹波市内全域にわたっているのかどうか。送迎の問題で来れない子どもたちがいるのかどうかということと、もう一つはこの令和6年度に見させていただけましたら、夏休み以降ですね、参加の人数が、少なくなっている状況を感じるのですが、それは参加している子どもたちの持つ課題が解決して、少なくなったのかどうか、不安で気になったのですけれども、教えてもらえたら。

(リアンたんば)

まず、時間のことですけれども、朝9時から11時まで開設させていただいており、子どもたちはそれで満足かということ、もう少し居たいという子も中にはいるのですが、親が迎えに来られるという時間制限がありますので、どうしても11時には終わってあげないと、親御さんもちょっと困ったことになる、お昼の用意もしないといけないということで、一応9時から11時までということで、時間が足りているかどうか、満足かどうかわかりませんが、一応それで、もうちょっと延ばして欲しいという話をたくさん聞くということはないということで、いかせていただいているのが現状でございます。

それから全域がどうかということですが、一応全域にしております。一番遠い子が青垣・市島、あと山南があり柏原があり、氷上がありますけれども。一応全域ということになっております。人数も今9名ないし10名という話が出ておりましたが、親御さんや子どもたちへの周知徹底、この募集要項が、それは課題として。配りはするけれども、親御さんのところに届かない、子どもは持って帰るけれども親に渡さない、渡せない。親御さんには見てもらえるけれど、たくさんの文書の中の一つなので、どうしても徹底しにくいというところがありました。ところが、4・5年前からペーパーレス化になっていきます。できれば学校は数える手間を少なくしたいという要望がありまして、教育委員会にもそのような方針を出されておりましたので、我々もやはりそれを見習わなければならないということで、文化センターとも相談して、校長会に行って話をしてもらうのは

そうなのですが、各学校へデータでメールを送る、そして、学校は親に一斉メールで送るという格好での周知徹底しかできないということで、ちょっとプッシュするには弱いかなとは思いますが他にいい方法が見当たらないなあと、今のところそういう現状でございます。一応全域で、参加をしていただいておりますということでございます。夏休みはそう少なくなるのは、これは特に中学生、部活の関係で、試合があるとか練習があるということで、特に不登校ぎみの子どもたちが学校に慣れて、僕は、これは良いことやというふうに考えておるのですけどね。ここへ来るということも良いことではあるのですが、この子が来なくなったからといって心配するということもないのではないかなと。両方考えております。ただし、来なくなった時には連絡を一応します。何かしんどいことがあるのか、本人としゃべられない場合は親御さんと話をする、そのようなことで、少なくなるということ自体は、プラスマイナスは両方あるなというふうなことです。そういうことで、よろしいでしょうか。

(委員長)

他にございませんか。

(委員)

参加チラシの件で、メールで一斉送信という話だったのですけれども、学校現場とリアンたんばさんがどのような連携をされているのかっていうのは、学校現場で私は学校訪問したりすると、やはり不登校の子どもたちが必ず学校で増えてきていると聞きます。いわゆる状況がその子どもたちがどうしているかとか、その子どもたちがこの居場所に参加できるような状況とかっていうことを、学校の先生を交えた中で協議ができるようなことがあるのかどうか、ちょっとそこだけ聞かしてもらえればいいです。

(リアンたんば)

これ難しい話というか、微妙な話で、今、言われたような連携を取っている学校、子どもが1人あります。これは濃密にやっております。というのは、今不登校という言葉が出ましたけども、昔は登校拒否と言うてましたよね。登校拒否という言葉がもう死語になっているというとはご存知のことだと思います。しかし、今のこの事例を挙げる子どもは、まさに登校拒否で不登校ではないのです。これ現実厳しいですわ。というのは、親御さんと学校との意見のすれ違いがあって、親御さんが学校へ行かさない子ども。「学校からも子どもが来ないのだけれども、そちら側(子どもの居場所づくり事業)に行っていますか。」「来ていますよ。」「どうしても親御さんが学校へ子どもを行かせてくれないのです。」という相談が今あります。今続行中です。つまり、不登校というのは行きたくても行けない。行かないかんということはわかっているても行けない。行けないのがいわゆる不登校。登校拒否というのは自ら行かない。自らの意思で行かない子というのは大きく違う。子どもがそうだと言う。ここへ来てそういうことを今一対一で話を聞くのですけれども。

ところが、学校の対応の仕方が悪いかというところとそうじゃないのです。ここが難しいところで学校の対応の仕方に瑕疵があるならば、間違いがあるのならば、それは直したら良いことであって、また親御さんの方に瑕疵があるのならば、それは直したらええことであって。ところが、どちらにも瑕疵がないので、ここが難しいところだと思う。しかし、先ほども市の人権啓発センターの方とも話をしていたのですが、この種の事業があるお陰で、その子は外へ、自分の家から外へ出てここへ来られたのです。親御さんも。他人と話をすることがない親御さんだったのですけれども、我々と話ができているお陰

です。これ、たった1人ですけど。今の対応者はたった1人ですけど。この施策ができているということで、ありがたいなと思って、実は運営委員会の中では、ぜひこのことを知っていただきたいなと。たった1人です。

丹波市の不登校の子は何名ぐらいかなあ。増えていますね。中学校で4%。そんなたくさんの子たちがここへ来てくれたらいいのですが、それはそう簡単にはいきません。だからその中の1人。そういう子がおります。

それからもう1人。例で言うと、5年生の時にいじめにあって、学校へ行けなくなって、これは不登校です。行けなくなって2学期ぐらいまで休んでいて、5年生の学力がついていない。その後、中学校になって、ついていけるはずがない。

お母さんが、もうびっくりしてしまって、中学校の先生に言われた。「今の学力では中学校はとても無理です。」お母さんが「特別支援学級に入ることができますか。」って聞いたら、「それはできません。」と言われた。しょうがない、どうしたらいいのか。もういろんなところを駆けずり回ったけれども、結局学力保障してくれるところはなかったの、ここにたどり着いた。以前から早くメールでこの文書が届いているにも関わらず、見ておられなかったのでしょうか。そうだと思います。

そして、ここへ来て、ようやく学力の「が」がついた。特にその中で喜んでおられたのは人権作文があって、子どもに宿題が夏休みに出るのですね、人権作文でどう書いたらいいのかわからへんからと言うて、そのまま持って来ました。一応それらしきものを作り上げて、その子に渡して、その後は、まだ自分で作文を書き直して、また持って来て、これでいいかと言って持って帰ったら、それが優秀賞になりました。学力がついていまして先生に言われた子が優秀賞を取れたというのはどういうことなのだろうか。担任の先生もびっくりされたそうです。それもここ（居場所づくり）のお陰ですよ。

だからもう一つ言いますと、実は指導者、この支援指導者になっておられる中の1人がここの出身者なのですね。つまり5年生から大学生まで、ここにおったのですが、よくそれも説明しないとわからない。高校生になると、この事業は入れないのですね。子どもの居場所づくりなので。以前は青少年の居場所づくりだったのですが、青少年というのは、25才や26才でも青少年とすることができるのですが、子どもというのは義務教育の子どもなのです。高校生になると卒業しないと行けなかったのです。それでは困るということで、これも人権啓発センターとかかけ合って、卒業生に限り、高校生を認めるということで、小学5年生から中学、高校、大学まで行って、ここへ帰って来てくれます。ここの卒業生が支援者になってくれるほど嬉しいことはないです。そういうような子どもたちが、リアンたんばの子どもの居場所づくりを支えてくれています。

我々のような高齢者もいますし、若者にも頑張っていたら、これは非常にありがたいことだと思います。丹波市以外にそのようなところはあるのかなと思いますので、一度調べていただいてもいいかなと思います。そのような活動をやっていますのでぜひ運営委員会としても支援いただけたらと思います。ありがとうございました。

(委員長)

他に何かご質問ございませんか。

(事務局)

毎月、月末に事業報告を事務されている方から受けているのですが、その時に人数の増減が、ちょっと特に極端な、先ほど言われた夏休み明けとか、聞いたりするのですけれども、その中で一番、私が印象残ったのは、ここなら来れると言われたのですけれども。行くと思ってここに来て、車から降りられないで来るまで長い話をして、やっ

とここへ入れたとか。2階で主に活動されているのですが、にぎやかにされたりするのが苦手ということで何日も過ごして、やっと上に上がれたとかという。単純に来ていて、一言で言うとそれなのですけども、そういう経緯があって、ここが居場所になって、先ほど言われたようにまた大学卒業してここに来て、指導者になってくれているというのは、そのようなことは初めて聞いたので、大変感銘を受けました。ありがとうございます。

(委員長)

11年間という長きにわたって、この事業が続いているのですけれども、その中で、今おっしゃられた例が一つなのでしょうか。

(リアンたんば)

いえ、今年度のことです。

(委員長)

11年間通じてのことですか。

(リアンたんば)

他にもいろいろあります。

(委員長)

ですから去年の1件だけということですね。

(リアンたんば)

去年度は1件だけです。

(委員長)

リアンたんばの必要性というのは、こういった支援がいただける団体があったらいいよということですね。

(リアンたんば)

そうですね。

(委員長)

特に何かありますか。

(リアンたんば)

特に、先ほどからちょっとお話をしていますが、私ももう80歳になります。やはり後継者が欲しいですね。これは学校の教師をしている人でないと駄目だということはないので、できたら、月に2回はやっていますけれども、1回でもいいからやれる方がもしあるのなら、私の方に連絡していただいたらありがたいなと思います。また、そういう人を見つけてもらったらありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

募集をかけておられるのですか。

(リアンたんば)

募集は支援者に対してですが、募集はしておりません。1本釣りです。

(事務局)

なかなか勉強を教えるというのがね。居場所づくり事業という居場所を個人的にされている方はあるというふうには聞くのですが、やはり授業の補習、学力保障するということで、中学生・小学生に勉強を教えているというのは、ちょっと聞いてみたのですが、ちょっとないなあということのようです。その居場所でいろいろな活動をしたり、人と触れ合うことはやられています。就労を進めたりはするのですが、なかなか勉強を教えるというのはちょっとないなあと聞いています。授業を青垣の方でされているところはあるのですが、あそこはもうそういう事業で、学校へ行きにくい子にフリースクール的な形でされているので、そこもされていますけども、それはメインがそっちの方で、ちょっと他も聞くのですが、勉強を教えるのはちょっとないなあというふうに聞いたりしています。個人で連絡あったら、自分の経験から、小さな規模でされているというものはあるのですが、なかなか、学校の先生と学校、それとやっぱり学校と連携ということは、学校の仕組みとか学校の動きとかもわかっていなければ難しいところもやはりあるなあと思うので、皆様の方で支援者なり、そんな方がもしあったらお声がけいただいたら後継者の育成というふうにも今おっしゃったので、私の方も事務局なり、市の方でもそういった方があれば、ちょっとお声掛けするように意識していきたいと思います。

(委員長)

他に何かありませんか。

(副委員長)

それこそ今、委員さんが数字、参加人数のことを言われたのですが、今までの参加人数でしか私達を読み取っていきませんでしたので、やはりマイナス面ではなく、その方が登校できるようになったとか、そういうところのお知らせとか、何か、ご本人さんの満足度とか、リアンたんばさんに出会い支えていただいて、こういうお気持ちで卒業されたとか、そういったところも書いていただくとか、ここに挙げていただくとかさらに何か理解ができるかなというふうに思いました。

本当に今日来ていただいて、そういうところも教えたというところで、またそれこそ卒業生が支援のもと、長いこと関わることができたというのはやはりリアンたんばさんの職員さんの思いと、市が寄り添ってそういうことに繋がっていくというのはすごく大切なことだと教えていただきました。

今後もそういうふうにならざる支援を一生懸命されていると思いますので、やはり当事者とか、その現場で育ったというのが一番すごい力、やはり自分がそこで受けた思いで成長できたというのがすごく自分の経験を通して伝わる。だから、またそういう不登校とか登校拒否の方が来られた時に、何か経験談が話せるというのはものすごく大切なことかなと思いましたが、それこそ中学校卒業ということも、そりゃそうなのですが、継続的にリアンたんばさんに何か交流を持って、続けてサポートもできる体制というかも少し強化をしていただくと、さらに、市やリアンたんばと一緒にそうですね、不登校とか登校拒否の方をサポートしていただく力になっていくんじゃないかと

私ちょっと思ったのですけれども、何かそれこそ中山さん、現場で思われていることをもっと教えていただけたらと思います。

(リアンたんば)

特に、子どもたちの生活圏を考えると、家庭が第1プレイス (place) です。理想から言えば、学校が第2プレイス。ここが第3プレイスと思ってるんですよ。ところが、家庭にも学校にもプレイスがない。この部分ですね。ここへ来ておられる、又は来させておられる方は、まだいい。この第3プレイス (サードプレイス) もない子も。そこにはいるけれども居場所ではない。先ほどもちょっと話をしました、親が行かさないというか、車中泊で全国を回っておりました。子どもを連れ回したということで警察沙汰にもなりましたけれども。子どもを連れてでも、親の満足かどうかわからないけれども、本当に人間らしい生活ができているのかなと、そう思いました。ところがね、親御さんに向かって、あんたそんなことしとったらあかんとは言えないです。そしたらどうしたらいいのかと問われたら、こっち側に答えがないのです。それはなぜかというと登校拒否です。不登校じゃなくて、登校拒否です。それに周りが、死ぬ前まで気がつかないので。死んでから気が付いたと思いますけど、死ぬ前まで気がつかない。やはりサードプレイスないな。家にもない。そういう子たちを何とかして1人でも2人でも救ってやりたいなという思いでいっぱいなのですけれども、目の前に現われてもその答えを出すことができない。もどかしさですね。かといって投げやりになることはないのですけれども。そのような駆け込み寺的な事業がこのリアンたんばがやっている居場所づくりなのかもしれませんけれども。あそこへ行っておいでよという声かけ一つだけで、我々がおいでおいでというよりも、そういう助言を周りや近所にもそういう子がおったら、声をかけてあげて救ってやりたいなと、そこはおこがましいですが、救ってやりたいというのがありますし、そういう思いでいっぱいです。

(委員長)

他に何かありませんか。

それでは、リアンたんば・中山先生には大変お忙しい中、委員からの質問にも答えていただきました。リアンたんばさんにおいては、今後とも子どもの居場所づくり事業にご尽力賜りますようよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。頑張ってください。

(リアンたんば)

老骨に鞭打って頑張ります。これで失礼します。ありがとうございました。

—リアンたんば・中山さん：退室—

(委員長)

それでは次第を進めます。次第3報告事項にございます、次第3報告事項(1)丹波市多文化共生推進基本方針の策定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

次第の報告事項で今回多文化共生の取り組みについて簡単にご報告させていただきたいと思います。以前から外国人の方に対するお話というのはこの委員会で過去何回も出ております。今年度人権啓発センターの方で、資料1にありますような多文化共生推進

基本方針をこの1月に策定いたしましたところでございます。それに基づきましてご説明簡単にさせていただきたいと思っておりますので、お聞き取りいただければと思います。

— 説明 —

(委員長)

それではただ今の説明がありました件につきまして、何かございますか。

(委員)

理解できないところがいっぱいありました。多分論議をされたのだと思いますけれども、それで、私もいろいろとネットで調べたりしたのですが、外国人市民という呼び方がどうなのか。外国籍の方だけだったら別ですけれども、外国にルーツのある人たちも全部含んでいる訳ですね。これ全然立場が違う訳だし、何か一括りにして、外国人市民という表現されるのかどうなのかと思います。

それはなぜかという、明治以降、いわゆる身分制度が廃止されて、その時に部落の人達は何かという新平民と呼ばれたのです。平民の中で新平民ということで、結局分断、いわゆる差別される対象とされているということの中で本当に外国人市民という表現がよいのかどうかということと、もう一つはもしもこれ使われるならもうちょっと丁寧な説明文書がいるのではないかと、ものすごく簡単すぎるかなというふうにすごく思ったのです。違和感としてもっと丁寧に説明をして欲しいと。いわゆる外国籍だけでなくルーツを持っている、その人たちはもう全然生活環境が違うし、あるいはオールドカマー、ニューカマーという人達、これによっても全然違うと。歴史的経過も全部違うから、一括りにしてしまっということについては違うのではないかと。一つと、もう一つはこれ、すごく取組としていろいろされていて、必要なことだと思うのです。ただ一つ思うことは、同化政策にはしてほしくない。言うたら、第2次世界大戦の時に、日本がやった朝鮮の人たちに対する同化政策、日本人になれという、いわゆる外国の人たちに、日本人になれということではなしにその人がその人に持っているという言葉であったり、文化であったりをやはり大切にする。それから、日本の文化の言葉であったり文化を外国の人たちに学んでもらうと同時に私自身も学ばないといけないし、ここ見ていたら結構小学生なり中学生の子どもたちもいるみたいやから、もう阪神間の方ではその子どもたちに、自分たちの母語・母国語であったり文化を学ぶ場所、学ぶ時間を週1回とかいうことで保障してきている訳ですね。それはその子どもたちに、自尊心とアイデンティティを、きちっと自分の国に対するアイデンティティであったり、あるいは自尊感情を育てていくということと同時にやられているということで、いわゆる日本人になれよという形の活動にだけはならないで欲しいと。あくまでその人たちは、その人たちの文化であったり、母語であったりそういう中で生きてきているそのことは大切にするのが、同時に私たちが日本人として自分の日本語であったり文化であったりを大切にするということと同じことだと思うので。ちょっとそこがすごく気になっているのは、他のところでもよくあるのは、結局日本人になれということをやっているみたいなの、いわゆる日本語を学んで日本語を理解するようになりなさい。日本の文化をちゃんと理解して日常生活を送りなさい。ということをやっているような形になったらおかしい。よくベトナム人で、カラオケを夜遅くまでするというのがあるらしいですよ。それはその人たちの文化であって、ここでする時にはそれが通用するか、良いかどうかということと一緒に話をするとか、相手の文化を否定するのではなくて、相手の人たちの文化を尊重した上で、一緒にどう生きていくかっていうことをしないといけないかなという、そんなことを、もうちょっと入れてもらってもいいのかなと思いつつ読

ませてもらっていたのですが。一番気になったのが、外国人市民・日本人市民というこの二つの表現です。何でこれわざわざ日本人市民って入れないといけないのかなって、むしろ外国人市民じゃなかったとしても、外国籍であったり、外国にルーツを持つ人たち市民っていう形でもよかったのではないかなという気がしないこともなかったので、私がこれを読ませてもらった、私の勝手な感想なのですけども、ちょっとこう配慮があってもよかったのではないかなという気が、読ませてもらって思いました。

1カ所だけ、15ページの一番下ですね、今後の取組みのところ、一番下のところの2行ですけども、「また、入居を拒まない賃貸住宅の周知について検討します。」とありますが、これはおかしいのではないですか。入居を拒んだらダメではないですか。どこであろうと。入居を拒むということはこれ外国人差別ではないですか。拒まない住宅を斡旋するみたいな話は本来におかしくないですかねこれ。いや私の考えがあれやったら、私は本来的に言うたら外国の方の入居を拒むということは、本来あってはいけないことだからと思うから、外国の方でもいいですよという住宅を斡旋しますという行為そのものは本来におかしくないかなっていう。むしろ、どういう立場の人であっても外国人の人であろうとちゃんと認めていくっていうことを進めていかないとダメだということを進めておられるのに、入居を認めるところだけ紹介しますみたいな文言はどうなのかなってちょっと気になったんですけど。

(事務局)

外国人市民、この文章を作成するに当たり、外国の方の表現をどうするかというのは、本当に委員さんの中で、どう表現するかというのはいろいろな意見を出しました。何かしらかの表現はしないといけないという中で、外国籍っていうふうに区切ったらいいのか、いわゆる外国籍でなくても、こういう多文化共生のそういう施策っていうところに、知っていただきたい方というのはある中で、おっしゃるように定義の記載をどういう形にしても十分って言うたらおかしいですけども、表現しにくい言いづらい部分がたくさんあるなという中で、最終的に委員さんの中で、この表現でまず、いきましようというようなどころになったところではございます。

ただ、皆さんの意見としては、外国籍の方、そうでない方があっても、この外国人市民というような表現の中で、この方針の外国いわゆる外国人という表現はしていきましようといったような形でございます。

それから、今おっしゃった外国の方を、日本のルールの中に押し込めていくというようなどころは、この多文化共生という、そもそもの意味合いの中に当てはまらないといったようなどころがこの多文化共生の定義のところにあると思います。お互いの文化的違いを認めた上で、一緒に暮らしていきましようというのが多文化共生の意味合いも、大元の意味合いです。やはりそこを外国の方も、日本で住んでいる我々も以前から住んでいるものも含めて、そこを認め合った上で、どう一緒に暮らしていくのかということを理解しながら取り組んでいくというようなどころはすべての施策の軸において考えがある、考え方であるというふうに思っております。そこをどう意識、意識といいますか考えていただくかというようなどころが非常に大切なところであり、逆に難しい、取り組んでいかなければいけないところかなというふうに思っております。

15ページのところなのですけども、おっしゃっていただいたように取られるのかな、そういうふうに読み取れるところもあるのですけども、安心して入居いただける住宅なのですよというような制度について、しっかりとこの制度について周知していかなければならないかなというようなどころで、この表現で記載をしておるといふふうに思っておりますので、ご理解いただけたらなというふうに思っております。おっしゃっていた

だいたところはよく言われているところかと思いますが、そもそも国籍によって住居をどうするっていったようなことはあってはならないことかなというふうにわかっておりますので、そういった部分も含めての住宅の確保、住まいのところというふうにとっております。

(委員)

今言われた外国市民というところで、30 ページを見たら、委員の名簿には「外国籍又は外国にルーツを持つ市民」と書いてあるのですね。何でここでは外国人市民にならないのか、ここだけなぜこういう書き方。ちょっとわからなかった。ここではこういう表現しておいて、文章の中では外国人市民という表現をされるという、ここでこういう表現をされていたら同じ表現でもいいのではないかと思うのに、何でこのことは分けるのかというのが基本的にあったのです。

(事務局)

要綱を作成した時点では、まだこの外国人市民という表現ができておりませんでして、いろいろな表現に変わってきております。要綱の段階では、外国籍、ここで言う外国人市民の方っていう枠には最終的になるのですけども、あくまで要綱上のカテゴリーをここでは書かせていただいているというところがございますので、ご理解いただけたらなと思っております。

(委員)

このことは話がちょっと違うのかもかもしれませんが、昨日、小学校の運営協議会があったのですが、その前にこれ読んでいたのですけれども、その時には聞くことはできなかったのですが、現状として、外国人の子どもは丹波市ではどういう教育を受けているのか、もしご存知だったら教えていただきたい。

(事務局)

私も直接携わっている訳ではないのですけれども、いわゆる年齢に当たられる方になるとご案内の方はもちろん行くということになります。小学校に入られて、もちろん子どもさんのいわゆる語学の程度、習熟度であるとかによっていろいろ違うと思うのですけれども、今聞いておりますのは、もし語学のところで少し支援が必要であるならば16 ページにありますように、そういう指導者の派遣を受けたりといったようなところで、16 ページですね、その辺りが今の取組、あるいは今後していきたいというような取組なのですけれども、日本語指導がもし必要であるというところであるならば、そういった指導者の派遣であったり、通訳システム等支援を受けながら、学校生活の方は送られている、保護者さんとのコミュニケーションなんかもこういったツールを使いながら、支援されているというふうには聞いております。

(委員長)

他に何かありませんか。

(事務局)

また、何かありましたら、またご連絡いただければ。今後これを進めていきたいと思っております。

(委員長)

3の(1)報告事項は、終わりましたので、議事に入らせていただきます。4の(2)の隣保事業について、事務局説明をお願いします。

— 説明(資料4、資料5) —

(委員長)

ただ今、事務局から説明がありました、いかがでしょうか。

(事務局)

この件について前回ですかね、前々から言われておりましたが隣保館としてどのようなことができるのかなあといったようなところを、委員長からも示すものがないかなというようなことを言われておられたかと思います。前委員さんのメンバーにはなりますけれども、他の隣保館も見せていただいた中で、また様々にこのような事業ができないかなというようなことをいろいろ意見出していただく中で言われておりました。いわゆる法律であったり、要綱の立て付けの中ではありますけれども、これに基づいて市の条例も持っておりますので、そういった中で、今現在行っております隣保館としての事業は概ねここに位置付けられているようなところの取り組みをさせていただいております。ここで挙げておりますそれ以外のこともできるのではないかなというようなところが示されている資料かなとは思いますが、丹波市におきましては隣保館で取り組んでいる部分があれば、他の部局が専門的に行っているというような位置付けで、隣保館の取組としては入っていないようなところではあります。そういったところを加味しながら、この後の事業の報告であったり、来年度の計画であったり、また全体の隣保館がこのような取組が必要でないかなというようなところも、お聞かせいただければなあというような思いの中で作っている資料でございます。

(委員)

事業計画のところでは話させてもらった方がいいですか。さっき、多文化共生という話があったので。

(事務局)

先に合わせてしましましょうか。次の説明をしないと、これだけ話づらいですね。そうしましたら(3)の報告をまずさせていただきますでしょうかね。

(委員長)

それでは、(3)の令和6年度隣保館事業実施報告について、事務局をお願いします。

— 説明(資料6、資料7、資料8) —

(委員長)

事務局から令和6年度の事業報告がありました。この件につきまして何かご質問等ありましたらお願いします。

特になければ、次に入らせていただいてよろしいでしょうか。

続いて、令和7年度隣保館事業の実施計画について、お願いします。

— 説明(資料9、資料10、資料11) —

(委員長)

ただいま、令和7年度事業の説明がありました。何かご質問・ご意見はありますでしょうか。

(委員)

先ほど多文化共生の話をされたのですけれども、先ほども意見を言わせていただいていたのですが、日本語教室という意味ではなくて、むしろベトナムとかいうようなところの方々がおられるのだったら、いわゆるその母国語や文化を学ぶ場所ができれば、隣保館事業としてもっと交流ができるのではないかと思います。そして、そういうところに、子どもたちがまたいろいろな形で参加できたら良いのではないかなと思います。子ども食堂がこの辺でも結構されていますので、子どもさんだけではなくて親御さんも一緒に来られたりして、子ども食堂としてやられているというのは先ほどの、いわゆる居場所づくり事業、子どもの、そこに来れない子どもたちがいるところの来れる場所、難しい勉強とかではなしに、とりあえず行って、いわゆるいろいろな人と交流してみようかなという意味では、子ども食堂とかですね、見ていたらいろいろな形で取り組みされたりしているので、隣保館事業としては難しいかどうか分からないですけれども、そういうこともちょっと考えていただいたり、もう一つは先ほど言いましたのが、外国語の教室とか、いろいろな形で多文化共生という形ではないですけれども、在日の人であったりベトナムの人であったり、いろいろな形でですね、自分たちの文化とか、発表したりとか、あるいは食の交流ということでやられたというのは、今いろいろなところでやられていると思うのですが、丹波市でも外国の方が1000人と結構な人数の方々がおられるということは、どこかで1ヶ所に集まって、いわゆる交流ができる場所、そういうものを隣保館として、いわゆる地域交流という意味で、作っていただけたらと思います。多分、市民が実行委員会みたいな形というとなかなかしんどいから、ちょっと呼びかけとか元になってやってもらえることが提案してもらえば嬉しいなど。せっかく多文化共生ということで、基本方針が書かれているんだしたら、そういうことも隣保館で何かできないかなというのはちょっと思ったりはしたのですけど。

(事務局)

いろいろな視点の取り組みが委員さんの話聞かせていただいているのかなというふうに思っております。実は国際交流協会とも話をしながらいろいろな話をさせていただきました。我々側としてはどちらかというとお客さんみたいな形でするような、どうしてもそういう考え方があるのですけれども、例えば一つ事業にするにしても、外国の方がその企画とかに参加していただいているというような視点もあるといったようなところで、今年度国際交流協会さんもその協会の事業に外国人市民の方も企画とか、こういうことをやりたいみたいなアイデアを出しから入っていただいて、実行委員会みたいなものを立ち上げて、当日いろいろなことをされました。非常にいろいろなアイデアが出てきて自分たちの踊りであったり、いろいろなことを当日発表されたというようなことを聞いております。そういった取り組みも一つ、どこがやるという訳ではないのですけれどもあるのかなというふうに今年度感じたところです。その中で隣保館として、そういうきっかけづくりといった場では先ほど係長が申し上げましたように、この料理教室の中で、ベトナムの方同士が先生と市民の方だったのですけれども、来たけど、友達がなかったけれど、その3人で繋がれたというような事例もありました。そういったところから例えばこのベトナム料理を広めていくっていうようなところも、もしかしたら、今後広がっていったり、違う意味で交流が広がる場になったのかなというふうに思っておりますので、どういうやり方・手法があるのかといったようなところも考えていく中で、隣保

館事業の中に取り入れられればというふうに思います。

(委員長)

このようなことは隣保館事業ではできるのでしょうか。

(事務局)

これは考え方だと思います。できないことはないと思います。ただし、隣保館の予算等、いろいろな環境の中でどこまでするのかというようなことがあります。毎回同じようなこと言っていますけども思っております。ただ今回の料理教室という視点の中で日本人市民だけではなくて、外国の方が先生になるというようにすることも非常にいろいろなことを考えてどのようにやれば、ベトナムのことを知っていただけるのかなというようにも考えて、いろいろなことをしていただいたというふうに報告を受けていますので、そういう地域の中で交流するというところ等、市民の方同士・外国人の方同士もありますし、交じり合っているところもあるかなというふうに考えております。

(委員長)

できる事業があれば考えたらと思います。

(委員)

丹波市内には外国の方が結構住んでおられるが、それが中々見えないのですよね。見える場合は行政が積極的に市民に呼びかけて作っていくという形がやっぱり良いなと思うし、これだけの方がおられるのに、どれだけの人を知っているかというたらほとんどわからないし、今ちょっと私も見させてもらった中で、小学生から中学生ぐらいの子どもたちも結構いてはる訳ですよ。でもほとんど知らない訳ですね。それを日常の中で、きちっと知って行って、その子どもたちに対して地域でどういう形で応援ができるのか、そういうことを考えられる場所が地域における者では難しいので、やはり行政から呼びかけていただくと参加しやすいし、実行委員会なり作りやすいというふうに思うのでそういうような形をしてもらおうと嬉しいなと思います。

(事務局)

なかなかわかりづらいついて言ったようなところですけども、たとえば言うならばやはり結婚されたりとか生活されたりという方が増えているところなんです。今出生欄というのですかね、おめでた欄とかでも、外国の方の名前とかよく載っているようなところで、やはりお子さんも増えてきておるとというのが今おっしゃっていただいたようなところなんです。例えば、子どもさんプラス保護者の方の集まりは学校行ってからじゃなくて、その手前の就学前と言ったようなところも、何かそういう集まりがないのかな、それが親御さんの情報交換の場でもあったりというようにところも少しこの方針の中では書かせていただいて、どんなことができるのだろうかというのは、順番に考えていきたいな、関係課も含めてというようにところで捉えております。

(委員長)

あまり特別視はしなくて、通常の事業で携わっていただけたいなと思います。持ち上げてするばかりではなくてではなくて。

(事務局)

おっしゃるように支援というのが正しいのかどうかというのも非常にね。でも、やはり、その部分も必要ですし、一緒に取り組んでいきたいと思いますというのが最終的にはあるかなというふうに思っております。そういった中で隣保館としても、どんなことができるかな。

(委員長)

外国人への支援をどのようにしていくは隣保館事業でも考えていただきたいと思えます。

(事務局)

はい。

(委員長)

他にないですか。それではなければ、その他、事務局より何かありますか。

(事務局)

そうですね。今日もいろいろな意見いただきました。もし今日まだ発言していただいている方が2人おられますので、ご意見もらえましたらすごく嬉しいなと思えます。

(委員)

皆さん、専門的に勉強されている方ばかりなので、資料を見ながら広く仕事をされているなど改めて思いました。行政の中で、いろんなかが絡まっているところもあって、市民として利用するのに、この行事に参加したいと思う時は、どこに申し込んで、どちらの方に申し込んだらいいのかわかりにくかったり、申し込んだところが申し込んでいなかったということがあったりして、区分けとかよく似た行事が重なっていることが多いのではないかと思ったりしています。ただ、昔は横の交流もなかったという時代もあったので、課をまたいでこのこういう事業があるのはいいなと思えました。間違っていないでもらえるし。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員長)

委員さん、どうですか？

(委員)

同感です。すごいなと思えますし、こういうことがあるのだと勉強させてもらいました。資料を見たら、こんな相談持って来られたら大変だなと思えますし、私なら対処できなと思えました。

(事務局)

今年度は中学生さんの相談もあったので、日頃からの隣保館の接するお客様、住民の方と接することが大事だということで、そういったことも、この相談の中から学んだりしております。

(委員)

市がやっている事業と社会福祉協議会がやっている事業の違いがよくわからないところがあります。隣保館事業独自のことが自分の中では勉強不足のところがありますので、本当に一般の方はわからないこともあってどうしたらいいのかということがあるので、隣保館事業を知ってもらうにはどうしたらよいか。隣保館事業がわからない方が多いと思います。

(委員長)

そうだと思います。

(事務局)

今日いただいた意見も含めまして、また今後検討して参りたいというふうに思います。またいただいた宿題については少しずつ検討して参りたいと思います。今年度は先ほど委員長さんからありましたように3回目の開催となりました。7年度につきましては、また開催時期を委員長・副委員長とご相談しながらおそらく6・7月ぐらいになるのではないかなというふうに思っております。また改めてご案内のさせていただきたいと思っております。

(委員長)

本日の議事は終了しました。それでは、閉会の挨拶を副委員長よりお願いします。

(副委員長)

本日は皆さんから忌憚のないご意見をいただきありがとうございます。今回、リアンたんば・中山さんにお越しいただいて、いろいろ教えていただいたのですが、私自身もやっぱり知ることが大切なことだと改めまして、今日感じました。知ることによって、理解が深まって、それに対する考え方も変わりますし、周りの方にもお伝えができていくのかなということだと思っています。

前のことなのですが、私は所長と拉致問題の写真のパネル展でたまたま一緒に、いや、こんなことされているのですねって、全然知らなくて。私が、会員さんと帰りにちょっと一緒に見ましようかということで、一緒に見て帰りました。所長と拉致問題のことをちょっとお話して、いや知りませんでしたと言うて、丹波にもそういう方いらっしゃるのですねというその一言のきっかけで、やはり丹波、私たち住んでいますので、一緒にそういうところも、わかっただけ、身近なものですよってということをちょっとお話、それこそ大勢じゃないですけどね、身近な方にさせていただいたっていうのが、一緒に学んでいくっていうことはそういうことかなと思うのです。

私もまだまだ勉強不足で、どんどん教えていただいて、学んでいけないといけないと思うし、その自分の学びの時点で、周りの方と一緒に学びましようということができると思うので。私も全然違うところから、最初この委員になりました時に、本当に難しいなと皆さんもおっしゃる通り思いました。ただ、ここにおいて、やはりいろいろと教えていただくことによってね、何か自分も成長できて、周りの方にもお伝えができるのではないかと思います。やはり皆さん団体を代表して参加していただいていますので、そういうお気持ちでいろいろなところでお話いただけたら、今後もありがたいかなと思います。本当に隣保館の皆さんも一生懸命されていますし、忌憚のないご意見をいただいたのを少しでも吸い上げて、今後も生かしていただきたいという思いがございます。これからもご意見たくさんいただいて、隣保館の運営が市民とともに、ますます良くな

ること私も願いながら、市の皆さんも一生懸命取り組んでおられますのでよろしくお願
いいたします。これをもちまして、第3回の終わらせていただきます。

以 上